

才三之書延暦二十二年の条下に見一傳。
秋田縣建を以來に十に年大地^焼桶ふ宜^孤
岳といふハ^焼ハ廢地なり桶ハ造りなりけ
二字を考れば平地ハ古を至立する地ハ
して古ハ恐らく保久一りハ^保トを考
て永く傳廢をん事を云と一りハと見
より因る久保田ハ新地を^{久保田と漆の字二十}
後之又當地をハ廢^しの^いび^ど一て夷滅の傳
ハ古士を至あふ^いハ舊地と三代實録ハ
出^るもや元亨年中の条ハ^桶ハ廢地系統

新地據小野春泉文屋有房ハ進至秋田旧
地とあれを永傳廢一^いハ^さハ^事明白と
いふハ一^地勢卑^いれば古代ハ湯の出^る所
ありて川ハ流れ出^るハ^事なりとありて湯河
湊ハ云り^るもや湯出^る所ハ何方ハ^湯地^ハ
ものなり桶ハ造り^るハ^訓されハ^湯地^ハ
古を至^るハ^事ハ^事疑^ふハ^事なり今古
地といふハ古を至立^{する}ハ^所より出^るハ^名
もや

追考湯河湊ハ男麻呂^ハ麻^ハ湊^ハの書形^ハ